

令和5年度市民税・府民税の手引き

寝屋川市

平素は、税務行政にご協力いただきありがとうございます。令和5年度市民税・府民税税額決定通知書・納税通知書（変更通知書を含む。）をお届けします。

内容をご確認のうえ、各納期限までに通知書に記載の納付場所・納付方法により納付してください。また、税額計算などはこの手引きをご参照ください。

1. 市民税・府民税が課税される人 ①
2. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について ③
3. 納付について ④
4. 減免について ④
5. 税額計算の根拠について ⑤
6. 税制改正について ⑧
7. よくあるご質問について ⑧

（お問い合わせ先）

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市 市民サービス部 市民税担当
電話 072(813)1114(直通)

※ 納税通知書発送後は、電話が混み合い繋がりにくい状態となります。
お問い合わせの前に、⑧ページに記載の「7. よくあるご質問について」をご確認ください。

1. 市民税・府民税が課税される人

個人の市民税・府民税は、地方税法第24条及び第294条並びに大阪府税条例及び寝屋川市税条例の規定により課税されます。

納税義務者	納める税額の種類
市内に居住する人	均等割及び所得割
市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人※	均等割（年間5,300円）

※市内に住所がない場合でも、基礎的な行政サービス（環境の整備等）を受けていることによる応益性の観点から、均等割が課税されます。

令和5年度の市民税・府民税は、前年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の所得をもとに計算します。年税額は下記の均等割（5,300円）と所得割（所得額に応じて計算される税額）の合計額となります。

	均等割額	所得割税率（一律）
市民税	3,500円	6%
府民税	1,800円	4%

大阪府では、令和2年度から令和5年度まで、森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進し、災害の防止及び暑熱環境の改善に資する施策に必要な財源を確保するため、個人の府民税均等割に300円（森林環境税）を加算しています。

なお、分離課税される所得の税率につきましては、手引き⑥ページをご覧ください。

所得割、均等割ともに課税されない人

※所得税の非課税基準とは異なるので注意してください。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

ただし、生活扶助以外の扶助（医療扶助、教育扶助等）のみを受けている人は、非課税となりません。

②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額（※1）が135万円以下（※2）の人

（※1）合計所得金額とは、純損失、雑損失等の繰越控除を適用する前の総所得金額等の金額です。

（※2）給与収入のみの場合、収入2,044,000円未満の人が該当します。

65歳未満で公的年金等収入のみの場合、収入2,166,667円以下の人、65歳以上で公的年金等収入のみの場合、収入245万円以下の人該当します。

③前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人（下表参照）

（1）同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族）の数+31万円

（2）同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合

45万円

所得割が課税されない人

前年の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の人（下表参照）

（1）同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族）の数+42万円

（2）同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合

45万円

また、総所得金額等の金額から所得割額を差し引いた金額が、上記の算式で求めた所得割非課税基準額を下回る場合には、所得割の調整措置として、その下回る額を所得割額から控除します。

◆ 同一生計配偶者又は扶養親族の人数に応じた市民税・府民税の非課税基準 ◆

区分	判定に用いる所得金額	同一生計配偶者及び扶養親族の数				
		なし	1人	2人	3人	4人
均等割・所得割の 非課税基準	前年の合計所得金額	45万円以下	101万円以下	136万円以下	171万円以下	206万円以下
	【参考】収入金額					
	①給与収入のみの場合	①100万円以下	①156万円以下	①205万9,999円以下	①255万9,999円以下	①305万9,999円以下
	②65歳未満で公的年金等収入のみの場合	②105万円以下	②171万3,334円以下	②218万0,001円以下	②264万6,667円以下	②311万3,334円以下
③65歳以上で公的年金等収入のみの場合	③155万円以下	③211万円以下	③246万円以下	③281万円以下	③316万円以下	
所得割のみの 非課税基準	前年の総所得金額等	45万円以下	112万円以下	147万円以下	182万円以下	217万円以下
	【参考】収入金額					
	①給与収入のみの場合	①100万円以下	①170万3,999円以下	①221万5,999円以下	①271万5,999円以下	①321万5,999円以下
	②65歳未満で公的年金等収入のみの場合	②105万円以下	②186万0,001円以下	②232万6,667円以下	②279万3,334円以下	②326万0,001円以下
③65歳以上で公的年金等収入のみの場合	③155万円以下	③222万円以下	③257万円以下	③292万円以下	③327万円以下	

※同一生計配偶者及び扶養親族の人数が5人以上の場合は、同一生計配偶者及び扶養親族の数が4人の場合の非課税基準額（合計所得金額又は総所得金額等）に1人につき35万円を加算してください。

2. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について

対象となる人

地方税法第321条の7の2の規定により、次の1～3の要件のいずれにも該当する人は、公的年金等に係る令和5年度市民税・府民税を、公的年金から特別徴収することが義務付けられています。

1. 令和5年4月1日時点で老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人
2. 老齢基礎年金等の受給年額が18万円以上の人で、当該年金から所得税、介護保険料、国民健康保険料（又は後期高齢者医療保険料）、市民税・府民税を引きさることができる人
3. 介護保険料が特別徴収される人

引き落としになる税額

- ・公的年金等に係る市民税・府民税が引き落としの対象になります。
- ・介護保険料が引き落としされている年金からの引き落としになります。（遺族年金・障害年金は除く。）

※公的年金等以外の所得に係る税額は年金からの引き落としではなく、納付書、口座振替又は給与からの引き落としによる納付となります。（納付する市民税・府民税の総額は同じです。）

◆ 年金特別徴収の税額イメージ（具体例） ◆

今年度から特別徴収が開始される人 (前年度に特別徴収が中止になった人を含む)		第1期(6月)と第2期(8月)は、納付書又は口座振替で納付していただき、10月・12月・2月については、公的年金から特別徴収(引き落とし)されます。				
公的年金等に係る年税額が120,000円の場合						
徴収方法	普通徴収(納付書又は口座振替で納付)			公的年金からの特別徴収(引き落とし)		
納付時期	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月	
税 額	30,000 円	30,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	
	年税額 120,000 円					
	公的年金等に係る年税額の半分60,000円を2回に分けて納付			公的年金等に係る年税額の半分60,000円を3回に分けて年金から引き落とし		
前年度から特別徴収(引き落とし)が継続される人		前年度の公的年金等に係る年税額の半額が仮徴収(4月・6月・8月の公的年金から引き落とし)され、今年度の公的年金等に係る年税額から仮徴収税額を差し引いた額が本徴収(10月・12月・2月の公的年金から引き落とし)されます。				
前年度の公的年金等に係る年税額が120,000円だった人が、今年度123,000円になった場合						
徴収方法	仮徴収(公的年金から引き落とし)			本徴収(公的年金から引き落とし)		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	20,000 円	20,000 円	20,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
	年税額 123,000 円					
	(前年度の公的年金等に係る年税額÷2)÷3を年金から引き落とし			公的年金等に係る年税額から仮徴収税額合計60,000円を差し引いた額63,000円を3回に分けて年金から引き落とし		
※ 前年度の公的年金等に係る年税額を基に仮徴収税額が決定されるため、仮徴収税額(4月・6月・8月)と本徴収税額(10月・12月・2月)に差が生じる場合があります。						



公的年金等以外の所得(給与・事業・不動産・個人年金・配当等)がある人や、前年度に公的年金からの特別徴収(引き落とし)が停止となった人は、納付書がお手元に届くことがあります。(口座振替や給与からの特別徴収となっている人には、納付書を同封していません。)

還付が生じる場合

令和5年度の公的年金等に係る市民税・府民税額が、令和5年4月及び6月に引き落とし(仮徴収)になる税額の合計よりも少なかった場合、8月からの引き落としを中止し、納め過ぎとなった税額を還付します。(ただし、法律の定めによりその他の徴収金に充当する場合があります。)

なお、事務処理の都合上、4月及び6月の引き落としを中止することはできませんのでご了承ください。還付の通知は、年金保険者による仮徴収税額の収納を確認した後に発送します。

3. 納付について

①納付の方法

市民税・府民税の納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。特別徴収とは給与又は年金からの引き落としにより納付する方法です。普通徴収とは個人で直接金融機関等に納付又は口座振替等により納付する方法です。

②普通徴収税額を納期ごとに納付される人へ

納税通知書の各期ごとの納付書をお使いください。各期の納期限は右記のとおりです。なお、各納期限が土・日・祝日の場合は、金融機関等の翌営業日が納期限となります。

市民税・府民税の納期限（普通徴収）			
第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	8月31日	10月31日	12月25日

③全期前納される人へ

市民税・府民税普通徴収税額を第1期の納期限までに全額納付される人は、納付書1枚目にある「一括」と書かれた納付書をお使いください。この場合、2枚目以降（各期別分用）は不要ですので、使用しないでください。

※第2期以降から課税された場合、「一括」の納付書はありません。

④口座振替・スマートフォン決済アプリ・クレジット決済による納付について

口座振替納付は、預貯金口座から引き落としにより納付する便利な納付方法です。一度、口座振替の申し込みをされると、振替中止又は変更の届出を提出しない限り、翌年度以後も引き続き振替します。

お申込みは、市税口座振替依頼書に記入、押印のうえ、寝屋川市公金取扱金融機関へ提出してください。市税口座振替依頼書は市内の寝屋川市公金取扱金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市民サービス部徴収・納付担当、各シティ・ステーション（ねやがわ・香里園・萱島・西・東）、堀溝サービス窓口にあります。

お申込みいただいてから振替を開始するまでには一定の期間がかかります。

また、一部の人は、スマートフォン決済アプリやクレジット決済で市税を納付することも可能です。詳しくは、本市ホームページをご覧ください。

⑤納税の猶予・分割納付について

市民税・府民税を一時に納付することができない人については、申請することにより徴収の猶予等が認められる場合があります。詳しくは、市民サービス部徴収・納付担当へご相談ください。

4. 減免について

次の事由により、市民税・府民税を納めることが困難と認められる人は、条例等の定めるところにより減免の対象になる場合があります。

1. 令和5年1月2日以降に生活保護法の規定による扶助を受けている人
2. 解雇や倒産といった自己都合以外の理由により、失業又は事業の休廃止に至り、失業等後に求職活動を行っている人
3. 傷病又は障害者となったこと等により、失業又は事業の休廃止に至り、その後職に就くことが困難と認められる人
4. 相続した市民税・府民税の納付が著しく困難である相続人
5. 不慮の災害により、資産等に大きな損害を受けた人
6. その他、条例等で定める要件に該当する人

減免につきましては、納期限までに申請が必要です。申請には、雇用保険受給資格者証等の上記の事由を確認することができる書類等が必要です。詳しくは、市民サービス部市民税担当へご相談ください。

5. 税額計算の根拠について

(1) 所得について

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費等を差し引き、算出します。

なお、市民税・府民税は、前年中（令和4年1月～令和4年12月）の所得を基に計算します。

したがって、退職された場合でも前年中の所得金額によっては、市民税・府民税が課税されます。

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	①給与所得	社員の給与収入など 収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額 ^{*1} （ただし、所得金額調整控除 ^{*2} の適用がある場合は、当該控除後の金額）
	②事業所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得 収入金額－必要経費＝事業所得の金額
	③不動産所得	地代・家賃・権利金など 収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
	④雑所得	公的年金など 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額（a） ^{*3}
		業務に係るもの（創業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの） それ以外の収入金額－必要経費（b） （a）＋（b）＝雑所得の金額
	⑤利子所得	預貯金などの利子 利子収入＝利子所得の金額（源泉分離課税されるものは、税額計算の対象外）
	⑥配当所得	株式や出資の配当など 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
	⑦総合譲渡所得	土地・建物・株式以外の資産などの譲渡で生じる所得 収入金額－譲渡資産の取得価格などの経費－特別控除額（最高50万円）＝譲渡所得の金額（c） （保有期間が5年を超える長期譲渡所得の場合（c）×1/2が所得金額になります。）
⑧一時所得	生命保険の満期金など （収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円））×1/2＝一時所得の金額	
分離課税	⑨分離短期・長期譲渡所得	土地・建物などの資産を譲渡した場合に生じる所得 収入金額－譲渡資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額（譲渡所得は、保有期間により長期と短期を別に計算します。）
	⑩株式等譲渡所得	株式等を譲渡した場合に生じる所得 収入金額－必要経費＝譲渡所得の金額
	⑪上場株式等の配当所得等	上場株式等の配当など 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
	⑫先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など 収入金額－必要経費＝先物取引所得の金額
	⑬山林所得	山林の伐採・譲渡による所得 収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）＝山林所得の金額
	⑭退職所得	退職金・一時恩給など （退職金収入－退職所得控除額）×1/2＝退職所得の金額（源泉分離課税分は対象外）

※1 給与所得算出表

給与収入金額－①	給与所得の金額
0円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	①－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	①÷4 (千円未満切捨) ×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	
3,600,000円～6,599,999円	×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	①×90%－1,100,000円
8,500,000円～	①－1,950,000円

※2 所得金額調整控除について

1 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得から控除されます。

ア 本人が特別障害者である

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

・控除額＝（給与収入金額（上限1,000万円）－850万円）×10%

2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

・控除額＝給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円）－10万円

（注意）1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

※3 公的年金等に係る雑所得金額の算出表

年齢	年金の収入金額－②	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 S33.1.2 以後生まれ	0円～1,299,999円	②－600,000円（※）	②－500,000円（※）	②－400,000円（※）
	1,300,000円～4,099,999円	②×75%－275,000円	②×75%－175,000円	②×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	②×85%－685,000円	②×85%－585,000円	②×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	②×95%－1,455,000円	②×95%－1,355,000円	②×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	②－1,955,000円	②－1,855,000円	②－1,755,000円
65歳以上 S33.1.1 以前生まれ	0円～3,299,999円	②－1,100,000円（※）	②－1,000,000円（※）	②－900,000円（※）
	3,300,000円～4,099,999円	②×75%－275,000円	②×75%－175,000円	②×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	②×85%－685,000円	②×85%－585,000円	②×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	②×95%－1,455,000円	②×95%－1,355,000円	②×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	②－1,955,000円	②－1,855,000円	②－1,755,000円

（※）マイナスの場合は0

(2) 所得控除について

※控除の種類により控除額が所得税と異なりますのでご注意ください。

控除の種類	控除額		控除の種類	控除額		
基礎控除	合計所得金額		生命保険料控除 〔全体の控除限度額 7万円〕	一般・個人年金それぞれ計算		
	2,400万円以下	43万円		旧契約 平成23年12月31日以前の契約	年間の支払保険料等	控除額
	2,400万円超2,450万円以下	29万円			15,000円以下	支払額全額
	2,450万円超2,500万円以下	15万円			15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
	2,500万円超	適用なし		40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	
障害者控除	26万円	特別障害者は30万円 同居特別障害者は53万円		新契約 平成24年1月1日以後の契約	一般・個人年金・介護医療それぞれ計算	
寡婦・ひとり親控除	寡婦控除 26万円 ひとり親控除 30万円	地震保険料控除			年間の支払保険料等	控除額
勤労学生控除	26万円				12,000円以下	支払額全額
配偶者控除※	下表をご覧ください。				12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
配偶者特別控除				32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	
扶養控除※	一般◇16～18歳、23～69歳	33万円	地震保険料控除	56,000円超	28,000円	
	特定◇19～22歳	45万円		新契約と旧契約の保険料を合算して申告する場合、一般と個人年金の控除額はそれぞれ28,000円が上限		
	老人◇70歳以上	同居老親等 上記以外		45万円 38万円	●支払った地震保険料×1/2 (限度額25,000円)	
医療費控除	医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (控除限度額200万円) ・ 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (控除限度額8万8千円)			地震保険料控除	●旧長期損害保険料の支払金額が	
	雑損控除	下記①②のうちいずれか多い金額 ①差引損失額 - (総所得金額等の合計額) × 10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円			①5,000円以下の場合……………支払額全額	
社会保険料控除		健康保険料、年金保険料、介護保険料などの支払額全額			②5,000円超15,000円以下の場合…支払額×1/2+2,500円	
小規模企業共済等掛金控除	支払額全額					③15,000円を超える場合……………10,000円

※印は合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者・扶養親族がいる場合に適用されます。◇印は令和4年12月31日現在の年齢です。

【配偶者控除・配偶者特別控除額早見表】

区分	配偶者の合計所得金額	控除額(納税者本人の合計所得金額により異なります。)				配偶者の合計所得金額	控除額(納税者本人の合計所得金額により異なります。)				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	一般 老人	48万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
			38万円	26万円	13万円	0円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
配偶者特別控除		48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円	133万円超	0円	0円	0円	0円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円					

※老人配偶者は、昭和28年1月1日以前の生まれの人

(3) 所得割の税率及び税額計算について

①分離課税される譲渡所得等の税率(下記の所得については、調整控除が適用されません。)

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税	
短期譲渡所得 (所有期間5年以下)	一般の譲渡	5.4%	長期譲渡所得 (短期以外)	一般の譲渡	3.0%	
	国等に対する譲渡	3.0%		2.0%		
株式等の譲渡所得	一般分	3.0%		居住用財産の譲渡	6,000万円以下	2.4%
	上場分	3.0%			6,000万円を超える部分	3.0%
上場株式等の配当所得等(分離課税)	3.0%	2.0%	優良住宅地の譲渡	2,000万円以下	2.4%	
先物取引所得	3.0%	2.0%		2,000万円を超える部分	3.0%	

②税額控除について

(1) 調整控除

市民税・府民税と所得税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市民税・府民税所得割額から次の額が控除されます。

☆市民税・府民税の合計課税所得金額(※1)が200万円以下の人

人的控除額の差の合計額 } いずれか小さい額×5% (市民税3%・府民税2%)
合計課税所得金額

☆市民税・府民税の合計課税所得金額(※1)が200万円超の人

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5% (市民税3%・府民税2%)

ただし、この額が2,500円未満の時は、2,500円とします。

(※1) 合計課税所得金額は通常課税総所得金額のことをさしますが、課税退職所得金額と課税山林所得金額のある人は、これらを加えた額になります。

(※2) 合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されません。

【人的控除の差の額】

控除の種類	人的控除の差の額	控除の種類	人的控除の差の額	控除の種類	人的控除の差の額	控除の種類		人的控除の差の額			
						納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
基礎控除 (合計所得2,500万円以下)	5万円	寡婦控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
障害者控除	普通	1万円	ひとり親控除		特定	18万円		老人	10万円	6万円	3万円
	特別	10万円			父	1万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	同居特別	22万円	母		5万円	老人		10万円	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
		勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円						

(II) 配当控除

ただし、上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。

課税される総所得金額等	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%

(III) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、(1)と(2)のいずれか少ない額を所得割額から控除します。(市民税控除額3/5、府民税控除額2/5)

- (1) 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額の5% (最高97,500円)。ただし、平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)の間に入居した人で、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7% (最高136,500円)。

(IV) 寄附金税額控除

対象寄附金：都道府県、市区町村、日本赤十字社大阪府支部及び大阪府共同募金会のうち該当する寄附金、大阪府又は寝屋川市が条例で指定した寄附金

次の(a)基本控除が税額控除額となります。ただし、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち特例控除の対象となるものがある場合は、(a)基本控除と(b)特例控除の合計額が税額控除額となります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている場合は、(a)基本控除と(b)特例控除と(c)申告特例控除の合計額が税額控除額となります。

(a)基本控除	{(①寄附金の支出額、②総所得金額等の合計額×30% ①と②のうちいずれか少ない額) - 2,000円} × 10% (市6%、府4%) ※1
(b)特例控除	(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税限界税率 × 1.021) ※2 (市民税・府民税所得割の2割が限度)
(c)申告特例控除	特例控除額 × {(所得税限界税率 × 1.021) ÷ (90% - (所得税限界税率) × 1.021)} ※2

※1 寝屋川市が条例指定した寄附金については市6%、大阪府が条例指定した寄附金については府4%となります。

※2 所得税限界税率とは、寄附金税額控除を受ける人の所得税で適用される最も高い税率です。特例控除及び申告特例控除については、市民税3/5、府民税2/5の割合で控除します。

(V) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割額、株式等譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額等を税額控除後の市民税・府民税から控除します(市民税控除額3/5、府民税控除額2/5)。

ただし、特定配当等及び特定株式等譲渡所得を申告した場合は、扶養控除等の判定や国民健康保険料等を算定する所得に含まれることになります。

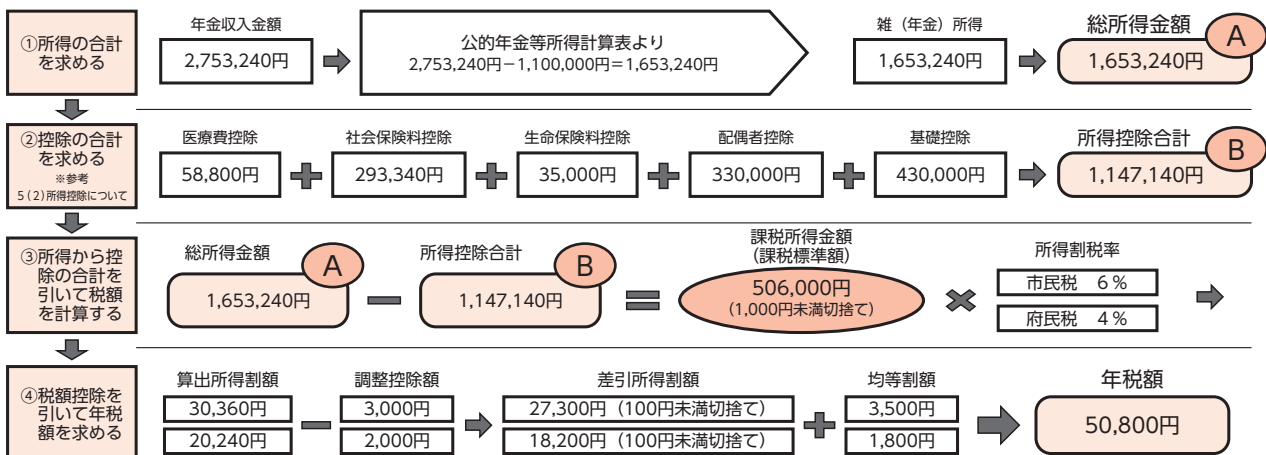
(4) 税額の計算例

寝屋川 太郎さん(70歳)の例で計算してみましょう。

家族構成 本人、妻(62歳)所得なし

年金収入 2,753,240円

控除金額 医療費支払額141,462円 国民健康保険料(介護保険料を含む。)293,340円 生命保険料支払額(旧契約一般分)115,400円



6. 税制改正について

◆ 令和5年度（令和4年分所得）から適用される見直しについて

- 1 住宅ローン控除の適用期限が4年延長（令和7年12月31日までに入居した方が対象）されました。所得税の住宅ローン控除を適用する人のうち、所得税から控除しきれなかった金額がある人について、所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を限度）の範囲内で住民税から控除します。
ただし、平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）の間に入居した人で、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%（136,500円を限度）の範囲内で住民税から控除します。
- 2 未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下のものは、住民税の非課税措置が適用されます。民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、賦課期日（令和5年1月1日）時点で18歳未満の方が未成年者となります。
- 3 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限が5年延長（令和9年度まで）されました。この控除を受けようとする人は、医薬品購入費の明細書に健康の保持増進及び疾病の予防への取組に関する事項を記載する必要があります。

7. よくあるご質問について

- Q1 私とは昨年勤務先を退職し、現在は無職で収入がないのに納税通知書が届きました。なぜでしょうか？
- A1 令和5年度の市民税・府民税は令和4年1月～令和4年12月中の所得をもとに計算されますので、現在収入がなくても令和4年1月から退職されるまでの所得（収入－必要経費）に対して課税されます。
- Q2 現在、寝屋川市に住んでいないのに、納税通知書が届きました。なぜでしょうか？
- A2 市民税・府民税はその年の1月1日現在に居住している市区町村において課税されます。令和5年1月1日は寝屋川市に居住されていたので、令和5年度の市民税・府民税は寝屋川市に納めていただくことになります。
- Q3 私は昨年にA市から寝屋川市に引っ越ししてきました。寝屋川市から市民税・府民税の納税通知書が届きましたが、寝屋川市は他市に比べて税金が高くないでしょうか？
- A3 市民税・府民税の税率や計算方法は、「地方税法」という法律で定められており、全国ほとんどの市町村はこの法律で定められた標準税率により税額を算出しています。
よって、所得や所得控除が同じであれば、他市区町村でも同じ額になります。（地方団体により、超過課税や税率の軽減を行っているところもあります。大阪府では、森林環境税として、令和2年度から令和5年度まで、個人の府民税均等割額に300円を加算しています。）
- Q4 公的年金等収入が400万円以下の場合、申告不要と聞き、今年は申告をしなかったのですが、税金が高くなりました。申告が必要だったのでしょうか？
- A4 収入が年金のみで確定申告が不要な人であっても、配偶者控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等の所得控除の適用を受け、市民税・府民税を減額しようとする場合は、市民税・府民税の申告が必要となります。
特に年金から引き落としされていない国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料等がある人は、控除の適用を受けるために市民税・府民税の申告が必要です。
所得控除の詳細については、手引き⑥ページをご覧ください。
税額決定後でも一定の期間は、所得控除の申告をすることができます。所得控除の適用を受けると税額が再計算され、税額が減額される場合があります。
- Q5 私は65歳未満の会社員で、毎月の給料から市民税・府民税が特別徴収されているのに、同じ課税年度の納税通知書が自宅にも届きました。市民税・府民税が二重に徴収されているのではないですか？
- A5 会社員で給与所得以外の所得（不動産や株式等の譲渡所得等）がある場合に、本人が希望したとき（確定申告で選択）や、税額が大きいため給与から差し引くことが困難であるときは、給与所得以外の所得に係る税額について、普通徴収により個人で納めていただくよう納税通知書及び納付書をお送りすることになります。
この場合、「市民税・府民税の年税額」から「給与からの特別徴収税額」を差し引いた「普通徴収税額」を個人で納めていただくことになります。
- Q6 私は65歳以上で、収入は公的年金のみです。公的年金から市民税・府民税が特別徴収（引き落とし）されているのに、市民税・府民税の納税通知書が自宅に届きました。市民税・府民税が二重に徴収されているのではないですか？
- A6 今年度から年金特別徴収が開始される人や前年度に年金特別徴収が中止になった人は、年税額の半額を納付書又は口座振替で納めていただき、残りの半額を10月、12月、2月の公的年金から特別徴収で納めていただくことになります。そのため、二重に徴収していることはありません。詳しくは、手引き③ページをご覧ください。
- Q7 私の昨年1年間のパート収入は102万円で配偶者の扶養になっていますが、令和5年度の市民税・府民税の納税通知書が送られてきたのはなぜでしょうか？
- A7 パートの収入金額102万円から55万円（給与所得控除）を控除した金額は47万円になります。所得税は基礎控除が48万円です。所得控除額が所得金額を上回るため非課税となりますが、市民税・府民税は課税されない所得の基準（非課税基準）額が45万円のため、パートの収入金額が100万円を超えると、市民税・府民税が課税されることになります。市民税・府民税の非課税基準について、詳しくは手引き②ページをご覧ください。
- Q8 令和5年1月10日に亡くなった親の納税通知書が子の私に送られてきました。親はすでに亡くなっていますが、納付の必要はありますか？
- A8 令和5年度の市民税・府民税は令和5年1月1日現在の住所所在地の市区町村で課税することになっており、その税金については、地方税法第9条の規定に基づき、相続人が納付することになっています。したがって、相続人による納付が必要です。ただし、相続人が相続放棄をしている場合は、市民税担当へご連絡ください。